様式第九(第三十五条関係)

標柱

制札

備考

一　制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Protection Area とする。

二　支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。

三　標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

四　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。